

「省エネ機器導入支援事業」事務局運営等業務に係る公募型プロポーザル説明書

I 公募型プロポーザルの目的

本業務は、電気料金等が高騰する中で、中小企業者等における省エネを支援し、地域の脱炭素化を図るため、省エネ性能の高い機器への設備更新に係る経費を補助する「省エネ機器導入支援事業」において、制度の周知、申請書の受付から対象設備かどうかのチェック、中小企業者等からの問合せに対応するためのコールセンターの設置、運営など一連の業務を委託することにより、補助金の交付を迅速かつ的確に行うことを目的としています。

業務の実施に当たっては、これらの対応に関する専門的な知見やノウハウ、事務遂行能力を有する事業者が業務を委託することが効果的であることから、公募型プロポーザル方式により事業者の選考を行います。

II 委託業務の内容等

1 業務名

「省エネ機器導入支援事業」事務局運営等業務

2 委託期間

契約締結日から令和6年3月29日まで

3 委託業務の内容

別紙 基本仕様書のとおり

4 概算事業費

本業務に係る委託料の上限額は次のとおりとします。

94,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

※ 委託料は通常払いとします。

※ 企画提案の選定後、提案者と協議の上、企画提案の内容に変更を加える場合、委託料の額を調整することがあります。

III プロポーザル応募資格

参加する者は、次に掲げる条件を全て満たすものとします。

- 1 提案内容の実施に必要な知識、経験、資力、信用及び能力を有すること。
- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当していない者であること。
- 3 広島市内に本店又は支店若しくは営業所を有すること。
- 4 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- 5 公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- 6 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- 7 暴力団、暴力団員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者若しくは広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37条）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者、又は暴力団、暴力団員と密接な関係を有する者が経営、運営に関係している団体でないこと。
- 8 プライバシーマークの使用許諾事業者の認定を受けている者、又はISMSの認証取得をしている者であること。

IV 参加に関する手続き

1 募集スケジュール

(1) プロポーザルの実施案内（公示）	令和4年12月28日（水）
(2) 説明書、基本仕様書等の配布	公示日～令和5年1月13日（金）
(3) 質問の受付	公示日～令和5年1月13日（金）
(4) 質問に対する本市からの回答期限	令和5年1月17日（火）
(5) 公募型プロポーザル応募資格確認申請書及び 企画提案書の提出期限	令和5年1月19日（木） ※郵便の場合は当日必着
(6) プレゼンテーション、選考	令和5年1月24日（火）午後（予定）
(7) 選考結果の通知	令和5年1月27日（金） ごろ

2 説明書、基本仕様書等の配布

(1) 配布方法

後記Xで配布する。また、広島市ホームページからもダウンロードすることができます。

(2) 配布期間

公示日から令和5年1月13日（金）まで

3 質問書の受付

(1) 提出方法

本プロポーザルに係る質問がある場合には、基本仕様書等に関する質問書（様式第1号）に記入の上、事業担当課宛てに電子メール又はFAXで提出してください。なお、質問書を提出した際は、必ずその旨を事業担当課宛てに電話により連絡し、質問書の到着を確認してください。

(2) 質問の受付期間

公示日から令和5年1月13日（金）まで

（広島市役所の閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項第1号から第3号までに掲げる日をいう。以下同じ。）を除く、午前8時30分から午後5時15分まで）

(3) 質問への回答

質問書の提出があった場合には、1月17日（火）を期限として質問者に対し随時回答するとともに、広島市ホームページでもその内容を公表します。

4 公募型プロポーザル応募資格確認申請書及び企画提案書の提出

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する方は、本説明書、基本仕様書及び関係諸法令を理解・遵守の上で、次の書類を提出してください。

ア 公募型プロポーザル応募資格確認申請書

(ア) 公募型プロポーザル応募資格確認申請書（様式第2号） 1部

(イ) 広島市税の納税証明書（写し可） 1部

「令和〇〇年〇月〇〇日（直近の証明可能な日）以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある広島市の納税証明書（証明年月日が応募資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

(ロ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可） 1部

「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書（「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか）（電子納税証明書は不可。証明年月日が応募資格確認申請書提出日から3か月前の日以

降のものに限る。)

- (イ) 法人登記簿謄本 1部

履歴事項全部証明書(発行日が応募資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。)

- (ロ) 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書(様式第3号) 1部

- (ハ) 財務諸表の写し 1部

直近決算の財務諸表及び税務申告書の写しなど団体の財務状況が分かる資料

- (ニ) 「プライバシーマーク使用許諾証の写し」又は「I SMS 認証登録証の写し」 1部

イ 企画提案書

表紙には、「「省エネ機器導入支援事業」事務局運営等業務 企画提案書」と記載するとともに、提案者名を記載し押印してください。

ただし、提案者名の記載と押印は正本のみとし、副本には提案者の会社名、住所、氏名、社標など、提案者を類推できる表現は記載しないか、マスキングを施してください。

企画提案書に記載する内容は、文書、イメージ図などを用い、具体的に記載してください。

(2) 提出部数等

提出書類	提出部数
ア 企画提案応募申込書(様式第4号)	1部
イ 企画提案書(様式第5号)	8部(正本1部+副本7部)
ウ 経費積算書(様式第5号 別紙)	8部(正本1部+副本7部)
エ その他の企画提案を説明するために必要な書類(任意)	8部(正本1部+副本7部)
オ 応募者の概要及び事業内容等を説明するために必要な書類(任意)	8部(正本1部+副本7部)

※ 大きさは、A4判とし、表紙、裏表紙、目次及び本文の全てを含めて25頁以内とする。(資料やイメージ図など、見やすくするためA3用紙を使用する場合は、A4用紙の大きさで3つ折にすることとし、A4用紙は両面又は片面いずれも可、A3用紙は片面のみ可とする。なお、A3用紙はA4用紙2頁換算とする。)

※ 企画提案書は1者1提案とし、2以上の企画提案書が提出された場合は失格とします。また、採用された提案の著作権は広島市に帰属します。

(3) 提出期限及び提出場所等

- ア 提出期限 令和5年1月19日(木)

- イ 提出場所 後記Xに同じ。

- ウ 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、配達証明付書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)により提出してください。

※ 企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認めます。ただし、部分的な差し替えは認めません。

5 プレゼンテーション審査の実施

提案者にはプレゼンテーションの実施を求めるとともに、必要に応じてヒアリングを実施します。

プレゼンテーションは提出済みの企画提案書を用いて行うこととし、追加資料の提出は認めません。

なお、プレゼンテーション審査は以下の予定で実施を計画していますが、詳細な日時、方法、内容等については、提案者に対して別途通知します。

(1) 日時

令和5年1月24日(火) 午後(予定)

(2) 方法

Microsoft Teams 又は Zoom を利用したオンライン形式

(3) 内容

ア 説明及び質疑応答を含め、プレゼンテーション時間は30分を予定している。

イ プレゼンテーションに参加する説明員は、1社につき3名までとする。

V 中途の参加辞退

参加申込書の提出後に提案を辞退する場合には、取下願（様式第6号）を提出すること。

VI 審査方法

1 公募型プロポーザル応募資格確認申請書の審査

IV 4(1)で提出された公募型プロポーザル応募資格確認申請書による資格確認の結果は、IV 5のプレゼンテーション審査への参加を要請する通知と併せ、提案者に通知します（受託候補者として不適格であった場合には、プレゼンテーション審査への参加を要請しません。）。

2 企画提案書等の審査

(1) 審査・評価は、公正かつ客観的に行うため、「省エネ機器導入支援事業」事務局運営等業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、受託候補者特定基準に基づいて行うこととし、審査委員会の委員は、次の職にある者をもって構成します。

委員長 経済観光局産業振興部長

委員 経済観光局経済企画課長

経済観光局産業振興部商業振興課長

経済観光局産業振興部産業立地推進課長

経済観光局産業振興部ものづくり支援課長

(2) 受託候補者特定基準

別紙「受託候補者特定基準」のとおり。

(3) プレゼンテーション実施後、提案書の評価項目に対し、評価を行うとともに、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を総合的に評価し審査します。

(4) 評価項目に基づき、審査委員による採点を行います。審査の結果、合計得点が6割未満の提案者は、受託候補者に選定しません。

(5) 審査結果に基づき、評価点数の総合計が最高得点の提案者を受託候補者（優先交渉権者）とし、2番目の得点の者を次点候補者として選定します。最高得点の提案者が複数の場合は、審査委員会の議決により選定します。

(6) 提案者が1者の場合であっても、審査は行うものとし、審査の結果、合計得点が6割以上の場合には、その提案者を受託候補者として選定します。

(7) 審査結果は提案者に文書にて通知するとともに、提案者全員の商号又は名称、評価結果及び受託候補者特定結果について、広島市ホームページで公表する。なお、審査結果に対する意義の申し立てはできないものとします。

(8) 不採用の通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に書面により事業担当課に対して不採用の理由について説明を求めることができます。

3 失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 提出期限を経過してから提案書などを提出した場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) その他、本説明書に記載する内容に違反すると認められた場合

VII 契約の方法等

- 1 受託候補者として特定された者から見積書を徴取の上、随意契約します。
- 2 契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。
ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。
ア 保険会社との間に広島市を被保険者とする履行保証保険を締結したとき。
イ 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 3 企画提案の選定後、提案者と協議の上で企画提案の内容に変更を加える場合、委託料の額を調整することがあります。
- 4 受託候補者と協議が整わなかったときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、随意契約します。
- 5 受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、見積合わせを実施の上、随意契約する予定です。また、決定を取り消された者は、契約予定金額に対する入札保証金相当の損害賠償金（契約予定金額の100分の5）を支払うものとします。

VIII その他

- 1 企画提案及び契約手続等において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とします。
- 2 公募型プロポーザル参加資格確認申請書がその提出期限までに到達しなかった場合は、企画提案書は提出できません。
- 3 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とします。
- 4 提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書等は返却しません。
- 5 提出期限後における公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書の差替及び再提出は認めません。公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書について虚偽の記載をし、その他不正行為をした場合は、失格及び指名停止その他の措置を講ずることがあります。
- 6 提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書に係る内容は、受託候補者を特定する目的以外に、提出者に無断で使用しません。ただし、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示します。
- 7 公募型プロポーザルに参加しようとする者は、審査委員会の委員の選任後から本契約案件の受託候補者決定の公表までの間において、本契約案件に関して、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、参加資格を失うことがあります。

IX 資料及び様式

このプロポーザルに関する資料等は、次表のとおり広島市ホームページに掲載する。

プロポーザル応募関係資料等	掲載場所
01 公募型プロポーザル手続開始の公示	広島市ホームページ (https://www.city.hiroshima.lg.jp/) トップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報」→「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和4年度」にある「【公募型プロポーザル】「省エネ機器導入支援事業」事務局運営等業務」からダウンロードできる。
02 公募型プロポーザル説明書	
03 (説明書 別紙) 受託候補者特定基準	
04 (様式第1号) 基本仕様書等に関する質問書	
05 (様式第2号) 公募型プロポーザル応募資格確認申請書	
06 (様式第3号) 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書	
07 (様式第4号) 企画提案応募申込書	
08 (様式第5号) 企画提案書	
09 (様式第6号) 取下願	
10 基本仕様書	
11 (基本仕様書 別紙1) 事務局運営等業務内容	
12 (基本仕様書 別図) 業務フロー図	
13 応募資格	
14 委託契約書(案)、委託契約約款(案)、個人情報取扱特記事項	

X 応募先及び問合せ先(事業担当課)

- (1) 担当課名 広島市経済観光局産業振興部ものづくり支援課
- (2) 所在地 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号(広島市役所本庁舎5階)
- (3) 連絡先 電話 082-504-2238
FAX 082-504-2259
電子メール monozukuri@city.hiroshima.lg.jp